

市第 134 号議案

横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定

横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例を次のように定める。

平成26年 2 月 14 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 4 号の規定に基づき、特別職の秘書の職を指定するとともに、当該秘書の職を占める職員の定数及び任期を定めるものとする。

（秘書の職の指定）

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 4 号の条例で指定する秘書の職は、市長の秘書の職とする。

（定数）

第 3 条 前条の市長の秘書の職を占める職員（以下「秘書」という。）の定数は、1 人とする。

（任期）

第 4 条 秘書の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正

)

- 2 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び固定資産評価員」を「、固定資産評価員及び横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第2条の市長の秘書の職にある者（以下「秘書」という。）」に改める。

第2条中「及び常勤の監査委員」を「、常勤の監査委員及び秘書」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、秘書に対しては、通勤手当を支給する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 秘書の給料の額は、月額 426,000 円とする。

第9条第1項中「市長等」の次に「（秘書を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 6 秘書の退職手当の額及び支給方法については、別に条例で定める。

第9条の次に次の1条を加える。

（通勤手当）

第9条の2 秘書の通勤手当の額及び支給方法については、一般職職員の例による。

（横浜市退職手当条例の一部改正）

- 3 横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成
年 月横浜市条例第 号）第2条の市長の秘書の職にある
者（以下「秘書」という。）

第3条中「横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例」の次に「第3条第3項及び」を加え、「及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」を「並びに横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」に改める。

第8条の2第5項中「横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「秘書及び横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に、「及び退職した者（」を「並びに退職した者（秘書及び）」に改める。

第8条の3第2号中「もの（」の次に「秘書のうち横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例第4条に定める任期を1回以上満了し、退職した者及び」を加える。

提 案 理 由

特別職の秘書の職を指定するとともに、当該秘書の職を占める職員の定数及び任期を定めるため、横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例を制定したいので提案する。

参 考

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（抜
粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条
第3項の規定により、市長、副市長、常勤の監査委員、公営企業
管理者、固定資産評価員及び横浜市特別職の秘書の職の指定等に
及び固定資産評価員
に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第2条の市長の秘
書の職にある者（以下「秘書」という。）に対する給料及び手当
の額並びにその支給方法を定めるものとする。

（市長等の給料及び手当）

第2条 市長、副市長、常勤の監査委員及び秘書（以下「市長等」
及び常勤の監査委員
という。）に対しては、給料、地域手当、期末手当及び退職手当
を支給する。

2 前項に定めるもののほか、秘書に対しては、通勤手当を支給す
る。

第3条 （第1項及び第2項省略）

3 秘書の給料の額は、月額426,000円とする。

（退職手当）

第9条 市長等 （秘書を除く。以下この条において同じ。）が退職
した場合は、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に
退職手当を支給する。

（第2項から第5項まで省略）

6 秘書の退職手当の額及び支給方法については、別に条例で定め

る。

(通勤手当)

第9条の2 秘書の通勤手当の額及び支給方法については、一般職
職員の例による。

横浜市退職手当条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（職員の定義）

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。ただし、規則で定める臨時の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員は除く。

（第1号から第3号まで省略）

(3)の2 横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成
年 月横浜市条例第 号）第2条の市長の秘書の職にある者（
以下「秘書」という。）

（第4号から第15号まで省略）

（給料の定義）

第3条 この条例において給料とは、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例第3条第3項及び第10条第1項、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）第2条第1項、横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年10月横浜市条例第33号）第2

条第 1 項 並びに横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年 4 月横浜市条例第 27 号）第 3 条第 1 項に規定する給料をいう。

（退職手当の調整額）

第 8 条の 2 （第 1 項から第 4 項まで省略）

- 5 秘書及び横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 17 年 12 月横浜市条例第 115 号）第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）で退職した者のうちその勤続年数が 4 年以下の者 並びに退職した者（秘書及び 第 8 条の規定に該当する者を除く 及び退職した者（。）でその勤続年数が 10 年以上 24 年以下のものに対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額とする。

（第 6 項省略）

（退職手当の調整額の不支給）

第 8 条の 3 一般の退職手当のうち、前条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次のいずれかに該当する者には、支給しない。

（第 1 号省略）

- (2) 退職した者（第 8 条の規定に該当する者を除く。）でその勤続年数が 9 年以下のもの（秘書のうち横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例第 4 条に定める任期を 1 回以上満了し、退職した者及び 任期付職員のうち任期満了に伴い退職した者を除く。）

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 （第1項及び第2項省略）

3 特別職は、次に掲げる職とする。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の
長の秘書の職で条例で指定するもの

（第5号及び第6号省略）